

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

平成26年3月25日

岩手県教育委員会

教育長 菅野洋樹

博物館の名称	所在地	設置者の名称	登録年月日
岩手町立石神の丘美術館	岩手郡岩手町大字五日市第10地割121番地21	岩手町	平成26年3月17日